

会議録

会 議 の 名 称	平成26年度第1回清須市放置自動車廃物判定審査会
開 催 日 時	平成27年2月6日（金曜日）午後1時30分から
開 催 場 所	清須市役所本庁舎2階小会議室
議 題	1. あいさつ 副市長あいさつ 2. 協議事項 (1) 清須市放置自動車の対応について（資料1） (2) 廃物か否かの判定について (3) その他
会 議 資 料	・会議次第 ・構成員名簿 ・清須市放置自動車の対応について（資料1） ・清須市廃物判定基準審査表
公 開 ・ 非 公 開 の 別 (非公開の場合はその理由)	公開
傍 聴 人 の 数 (公開した場合)	0人
出 席 委 員	永田純夫会長 瀬見井治職務代理者、近藤敦委員、浅野正嗣委員、岩田順二委員、堀田知平委員
欠 席 委 員	鷺見雅一委員
出 席 者 (市)	川松來委員
事 務 局	<総務部防災行政課> 柴田総務部長、大橋総務部次長兼防災行政課長、三輪主幹、梅本主任主査、黒髪主事
会議の経過	
<p>1. 副市長あいさつ</p> <p>2. 協議事項 (1) 清須市放置自動車の対応について</p> <p>●事務局 清須市放置自動車の対応について説明（資料1）</p> <p>○会長 事務フローについて説明いただきましたが、何かご意見、ご質問等はございますか。</p> <p>【質問なし】</p>	

それでは次に、(2) 廃物か否かの判定について、事務局より説明をお願いします。

●事務局

(2) 廃物か否かの判定について

整理番号1 ニッサン クリッパー 白色

放置場所、車両の状況、通報から保管に至るまでの経緯等について説明

○会長

ただいま、整理番号1についてご説明いただきました。何かご意見、ご質問はございますか。

【質問なし】

審査の結果、総得点133点ということで廃物と判定でよろしいでしょうか。

【異議なし】

ご審議の結果、異議がございませんでしたので、整理番号1について廃物とし、見出しの(案)をお取りください。引き続き、整理番号2について事務局より説明をお願いいたします。

●事務局

整理番号2 スズキ ワゴンR 銀色

放置場所、車両の状況、通報から保管に至るまでの経緯等について説明

○会長

整理番号2について説明いただきました。何かご質問、ご意見はございますか。

【質問なし】

審査の結果、総得点105点で、廃物と判定でよろしいでしょうか。

【異議なし】

ご審議の結果、異議がございませんでしたので、整理番号2についても廃物とし、見出しの(案)をお取りください。

以上で廃物判定審査について終了いたします。続きまして協議事項(3)その他に移ります。本日は委員として西枇杷島警察署交通課長にお越しいただいております。管内の放置自動車等の状況をお話いただければと思います。よろしく願いいたします。

○堀田委員

堀田でございます。交通情勢についてお話させていただきます。県内の交通死亡事故数は、昨日現在29名で前年対比プラス3名、の方が亡くなっております。また昨日、今年2回目の交通死亡事故多発警報が発令されています。愛知県全体ではこのような厳しい状況です。

廃棄物の状況を申し上げますと、平成26年度現在、県内で廃棄物車両が662件確認されています。その中で警察や自治体等で現在調査中が134件で、平成25年以前からの数を含めると144台でございます。当署管内では、昨年1年間で19台、そのうち警察や自治体等で調査済みのものが9台、廃物判定審査会等にかけるものが10台、平成25年以前の数を含め

ますと合計13台となっております。

また、犯罪の二次被害を考えなければなりません。交通事故を含めて、廃棄車両の中で車両火災等の被害も想定されますので、速やかに調査していただいている現状に対しては非常に心強いです。

警察としましては、各自治体と協力して所有者を割り出しているところでございます。今回判定した2台については軽自動車でも車庫証明書の必要がなく、所有者の追跡が難しかったかもしれません。普通車両については、ナンバーや車体番号等から所有者を照会することができ、盗難届の有無も調査できます。多くの場合、車検が切れて何らかの理由で放置している状況かと推測されます。

先ほど、県内の廃棄車両数を申し上げましたが、名古屋市内では306台で、特に郊外の名東区や天白区が非常に多いです。尾張地方では春日井市が極端に多く、86台。三河地方は82台です。三河地方はあまり放置されていないと言えると思います。簡単ではございますが、以上で終わります。

○会長

ありがとうございました。交通課長からのお話いただきました。せっかくの機会でございますので何かご質問等はございませんか。

○岩田委員

以前も伺ったかもしれませんが、通報があつてから審査会にかけるまで放置自動車は保管していますか。

●事務局

条例に定められた一定期間が過ぎましたら、放置車両は保管庫に移動しております。

○岩田委員

レッカー移動もお金がかかると思うので、審査会を早く実施する等のお金がかからない方法を考えたらいかがでしょうか。このような車両はゴミで放置しているものと思われるので、何か迅速に対応する方法はないでしょうか。

●事務局

国の法律を受けて条例を制定した中で、放置車両を判定審査会にかけるためには、一定期間保管しなければならないと規定がございます。行政としましては、法的な手続きをふむ必要があり、移動せざるを得ないのが現状です。

○堀田委員

事務局からご説明がありましたとおり、行政が説明責任を果たすためには、法、条例に則った手続きをふまなければならないのでご理解いただければと存じます。

○会長

放置自転車でも同様ですね。

●事務局

放置自転車も同様に、法、条例に則って対応しております。

○岩田委員

放置自転車は通知を受け取っても運ぶ車両がないことや安価な自転車を購入した方が早いということで、放置自転車の返還の問題はなかなか解決できないのかと思います。

○会長

他に何かご質問はございませんか。

【質問なし】

●事務局

現在調査中のものが、3台ほどございます。これらも一定期間の保管を過ぎましたら、ご審議いただくことになるかと思えます。以上でございます。

○会長

調査が終わりましたら、また審査していただくと思えますので、よろしくお願ひいたします。それでは、平成26年第1回清須市放置自動車廃物判定審査会について終了とし、事務局に進行をお返しします。

●事務局

これを持ちまして、平成26年度第1回清須市放置自動車廃物判定審査会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

【閉会】

会 議 の 結 果

会議の経過に示したとおり